居宅介護支援事業所 はごろも 運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人互恵会が設置経営する居宅介護支援事業所はごろも(以下「事業所」という。) が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために、職員並びに事業の運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の職員(以下「介護支援専門員等」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者が自宅において日常生活を営むのに必要な居宅サービスを利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、適切な居宅サービス計画(ケアプラン)を作成いたします。
 - 2 当事業所は、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように中立公正な立場でサービスを調整します。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定 居宅サービス等が、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏するこ とのないようにします。また、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみ 居宅サービス計画に位置付けるようなことは行いません。
 - 4 当事業所は、居宅サービス計画(ケアプラン)作成後も、利用者に対し、適切なサービスが提供されるよう、サービス事業所等との連絡調整を行い、利用者の状態の変化に応じた対応を随時行います。
 - 5 当事業所は、事業の実施にあたっては、常に地域包括支援センターとの連携を図りながら支援が困難なケースや中重度者を積極的に受け入れます。
 - 6 当事業所は、医療機関との相互の情報提供などにより医療・介護連携への積極的な取組 等を総合的に実施していきます。
 - 7 指定居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で PDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めま す。

(事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称

居宅介護支援事業所はごろも

(2) 所在地

東京都足立区西新井五丁目34番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 3名以上(常勤) 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び運営時間)

- 第5条 事業所の営業日及び運営時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。但し祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

- 第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する 上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅介護サ ービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事 業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、 居宅サービス計画及びサービス事業者に関し、利用者の同意を得た上で、サービス事業 者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付

適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利 用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜 を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は「居宅サービス計画ガイドライン」等を用い

- (2) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、 指定居宅介護サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況 (以下「モニタリング」) を把握するとともに、少なくとも月1回訪問することにより利 用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整そ の他便宜の提供を行い、その結果を記録する。
- (3)介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定または区分変更認定を受けた場合や必要に 応じてサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求める。
- (4) 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当っては、利用者の自宅等において利用者及 びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい説明を行うとともに、 相談に応じる。

(居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

○居宅介護支援費 (I)

要介護1・2	(1,086 単位)	12,380 円
要介護3・4・5	(1,411 単位)	16,085 円
○居宅介護支援費(Ⅱ)		
要介護1・2	(1,086 単位)	12,380 円

要介護3・4・5 (1.411 単位) 16.085 円

情報通信機器の活用又は事務員の配置を行っている指定居宅介護支援事業所が、利用者に対 して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同 項に規定する文書を提出している場合

○初回加算 (300単位) 3,420 円

①新規に居宅サービス計画を作成する場合

②要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

入院当日に、当該医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合

○入院時情報連携加算Ⅱ (200単位) 2.280 円

入院後3日以内に、当該医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合

○退院·退所加算

○入院時情報連携加算 I

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退 院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

(I) イ:情報収集を1回行った場合 (450 単位)

(I) ロ:上記の方法が、担当医等との会議(退院時カンファレンス等)である場合

(600単位) 6,840 円

2,850 円

(250単位)

(Ⅱ) イ:情報収集を2回行った場合 (600単位) 6,840 円

(Ⅱ) ロ:上記の方法のうち、1回が担当医等との会議(退院時カンファレンス等)

である場合 (750 単位) 8,550 円

(Ⅲ) 情報収集が3回で、うち1回が担当医等との会議(退院時カンファレンス等) である場合 (900単位) 10,260円

○通院時情報連携加算

(50 単位)

570 円

利用者が病院又は診療所に置いて医師の診察を受ける時に同席し、医師等に対して当該利用者の必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

○特定事業所加算(I)(519 単位)5,916 円○特定事業所加算(II)(421 単位)4,799 円○特定事業所加算(III)(323 単位)3,682 円○特定事業所加算(A)(114 単位)1,299 円

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を(Iの場合)2名以上、(Ⅱ・Ⅲの場合)1名以上 配置
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を(I・Ⅱの場合)常勤3名以上、(Ⅲの場合)常勤2名以上、(Aの場合)常勤1名以上、非常勤1名以上(非常勤は他事業との兼務可)配置
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催
- ④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ⑤ (Iのみ)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3~要介護5である者の割合が 4割以上であること。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供
- ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加
- ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- ⑩ 介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が平均して 45 名未満であること (ただし、居宅介護支援(II)の場合は、50 名未満であること)
- ⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施
- ② 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備を行っている
- ⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマル含む) が 包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している
- (Aの場合)上記(4)(2)(2)(2)を他の事業所との連携による対応を可とする
- ○特定事業所医療介護連携加算

(125 単位)

1,425 円

特定事業所加算(I)~(III)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間 35 回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間 5 回以上算定している事業所

○通院時情報連携加算

(50 単位)

570 円

利用者が通院又は診療所に置いて医師の診察を受ける時に、介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者にかかる必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

○ターミナルケアマネジメント加算

(400単位)

4.560 □

- ①24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
- ②利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施した場合
- ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合 ※その他加算、減算については、国の定める介護報酬基準に準ずる。
- 2 次条に規定する通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。但し、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から通常の事業の 実施地域を越えて片道5キロメートル以上は実額を徴収する。

3 前項の費用の支払を受けるに当っては、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受ける。

(诵常の事業の実施)

第8条 通常の事業の実施地域は、足立区全域とする。

(研修)

- 第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けると ともに、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修

採用後3ヶ月以内に1回

(2) 継続研修

年3回以上

(秘密保持義務)

- 第10条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り 得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないように 努めるものとする。この守秘義務は担当の介護支援専門員が変更した後および契約終 了後も同様のものとする。
 - 2 事業者は、利用者およびその家族から予め文書による同意を得ない限りサービス担当 者会議等において、当該利用者およびその家族の個人情報を用いないものとする。
 - 3 介護支援専門員等がこの事業に従事するに当っては、事業所を退職後も含め、介護支援専門員等でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を他に漏らさないことを書面で確約させるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、 利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者 の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害賠償を行うものとする

(苦情処理)

第12条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介 護支援または居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に関する利用者の要望、 苦情等に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

- 第13条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、従業者に対する虐待防止 を啓発・普及するための指針を整備して研修を実施します。
 - 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを 区市町村に通報します。

(運営細則ほか)

- 第14条 この規程に規定するもののほか、運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。
 - 2 この規程を改正する場合は、理事会の議決により行う。

附 則

- この規程は、平成16年4月1日より施行する。
- この改正規則は、平成18年4月1日より施行する。(代表者の変更)
- この改正規則は、平成19年4月1日より施行する。(管理者・介護支援専門員数の変更)
- この改正規則は、平成20年4月1日より施行する。(営業日の変更)
- この改正規則は、平成21年4月1日より施行する。(介護報酬改定)

- この改正規則は、平成24年4月1日より施行する。(介護報酬改定)
- この改正規則は、平成25年4月1日より施行する。(介護支援専門員数の変更)
- この改正規則は、平成25年8月1日より施行する。(特定事業所加算Ⅱの算定)
- この改正規則は、平成27年4月1日より施行する。(介護報酬改定)
- この改正規則は、平成28年7月1日より施行する。(介護支援専門員数の変更)
- この改正規則は、平成28年10月15日より施行する。(介護支援専門員数の変更)
- この改正規則は、平成28年10月21日より施行する。(介護支援専門員数の変更)
- この改正規則は、平成30年4月1日より施行する。(介護報酬改定)
- この改正規則は、令和3年1月1日より施行する。(介護支援専門員数の変更)
- この改正規則は、令和3年4月1日より施行する。(介護報酬改定)
- この改正規則は、令和4年4月1日より施行する。(介護支援専門員数の変更)
- この改正規則は、令和6年2月1日より施行する。(介護支援専門員数の変更)
- この改正規則は、令和6年4月1日より施行する。(介護報酬改定)
- この改正規則は、令和6年6月18日より施行する。(住所地の変更)